

介護職員が知っておくべき生活保護制度の流れと仕組み

2016. 9. 23

びわこ学院大学 教授
福祉リスクマネジメント研究所 所長
鳥野猛

[前提]

- ・ 現在、生活保護受給者は過去最高 163 万 4000 世帯ほど
- ・ 高齢世帯や単身世帯が多い 母子世帯は減少

[問題提起]

Q なぜ、生活保護受給者は、少し嫌な目で見られるのだろうか…?

1 生活保護制度の歴史的推移と特徴

1-1 恤救規則…1874(明治 7)年 太政官通達 162 号

- ・ 社会的背景…1868 年に江戸幕府が滅び、明治新政府が誕生。
明治政府のスローガンは、①.富国強兵、②.殖産興業。
1890 年～1900 年の間に綿工業を中心とする機会工業が発達・定着。
その前後に救貧制度ができる。
- ・ 特徴…「人民相互ノ情誼ニ因テ其ノ方法ヲ設クヘキ筈」であることを前提。
例外的に親族扶養や隣保的救済が不可能な「無告の窮民」を対象。
 - ・ 極貧障害独身者
 - ・ 70 歳以上の独身重疾病者 等



「人民相互の情誼」 村落共同体による救済・家的扶養の重視 等。

1-2 救護法…1929(昭和 4)年 実施は 1932 年

- ・ 社会的背景…1918 年に富山県を始めとした米騒動が起きる。資本主義
下の経済変動と貧困問題を結び付ける。
1929 年世界恐慌の煽りを受ける。不況のどん底・凶作
伝統的隣保相扶の習慣も薄れる。
- ・ 特徴…労働能力のある貧困者は適用外。
民法上の扶養義務優先。
対象は 65 歳以上の老衰者、13 歳以下の幼者、妊産婦、障害者 等。
被救済者の法的地位は「法の反射的利益」によるもので、権利ではない。
方面委員を採用。後の民生委員。
- ・ 恤救規則との違いは、救護機関・救護施設・救護費・扶助の種類等を明記していた。

- ・救護法では、国家の義務にふれる。ただし、財政的側面での国家責任と言う意味によって、公的救護義務主義をとりながらも、被保護者の法的地位は「法の反射的利益」のまま。

1-3 旧生活保護法…1946(昭和 21)年

- ・社会的背景…敗戦直、一番始めの社会福祉法制度。
GHQの要請。厚生省は 8 億、大蔵省は 2 億、GHQは 30 億を要求。
- ・特徴…「国家責任」
「無差別平等」ただし欠格条項を残す。
(勤労意思のない者・素行不良者 等)
- ・民生委員を補助機関に。現在は主事が補助、民生員は協力機関である。
- ・保護請求権は無い。よって法廷で戦う法的根拠もない。
- ・もちろん反射的利益であるので、不服申立て制度もない。

1-4 新生活保護法…1950(昭和 25)年 法律第 144 号

- ・社会的背景…1948 年「社会保障制度審議会設置法」
1949 年社会保障制度審議会が「生活保護制度の改善強化に関する件」を提出。
- ・特徴…**日本国憲法第 25 条「生存権」**規定をより具体化。
生活保護法の四原理
 - ・「保護の目的」法第 1 条
 - ・「無差別平等の原理」法第 2 条
 - ・「最低生活保障の原理」法第 3 条
 - ・「保護の補足性の原理」法第 4 条

生活保護法の四原則

- ・「申請保護原則」法第 7 条
- ・「基準及び程度の原則」法第 8 条
- ・「必要即応の原則」法第 9 条
- ・「世帯単位の原則」法第 10 条

2 生活保護法の原理・原則

2-1 生活保護法第 1 条(この法律の目的)

「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」



生活保護の目的が、「最低生活の保障」という経済的援助と、「自立助長」という福祉的援助の 2 つであることを押さえておく必要がある。